

ねんりんピック彩の国さいたま 2026
カウントダウンボード制作等業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和8年11月7日（土）から11月10日（火）に埼玉県で開催する「第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026。以下「大会」という。）」の周知や、開催気運の醸成を図るため、令和7年12月6日（土）に「開催1年前イベント」の実施を予定している。本委託業務で制作するカウントダウンボードは、「開催1年前イベント」において、披露する予定である。

なお、カウントダウンボードの制作（デザイン含む）、現地への設置等について、専門性を有する委託事業者へ委託することとし、この事業者の選定にあたっては、カウントダウンボードのデザイン及び制作物の概要について企画提案を募集するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名
ねんりんピック彩の国さいたま2026カウントダウンボード制作等業務
- (2) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 委託金額の上限額
金8, 184千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 業務内容
ねんりんピック彩の国さいたま2026カウントダウンボード制作等業務
委託仕様書のとおり
- (5) 成果物
カウントダウンボード 5基

3 実施スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) プロポーザル実施の公表 | 令和7年7月15日（火）から |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和7年7月17日（木）17時まで |
| (3) 実施要領等に関する質問の回答 | 令和7年7月22日（火）17時まで |
| (4) 参加意思表明書の締め切り | 令和7年7月24日（木）17時まで |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和7年7月28日（月）17時まで |
| (6) 参加が認められない理由の請求 | 令和7年7月29日（火）17時まで |
| (7) 企画提案書の提出締め切り | 令和7年7月30日（水）17時まで |
| (8) プロポーザル審査委員会の実施 | 令和7年8月 5日（火） |
| (9) 審査の結果の通知 | 令和7年8月上旬（予定） |
| (10) 契約締結 | 令和7年8月上旬（予定） |

4 参加者の資格に関する事項

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は共同企業体（JV）であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 単独企業
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により
埼玉県の一般競争入札に参加させないとされている者でないこと。
 - ウ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成 21 年 3 月 31 日付
け入審第 513 号)に 基づく入札参加停止期間中でない者であること。
 - エ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 21 年 4 月 1 日付け入審第
97 号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、
又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て
がなされていない者であること。
 - カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべ
き税金を滞納している者でないこと。
 - キ 過去にカウントダウンボード又はそれに類似する工作物（デジタルを活
用した屋外・屋内広告物等）を制作した実績を有すること。
 - ク 過去に国、地方公共団体、実行委員会又は実行委員会と同様に主たる構
成員が地方公共団体である団体との契約実績を有すること。
- (2) 共同企業体（J V）による参加
- ア 全ての構成員は、上記 4（1）ア～カに掲げる要件を全て満たしている
こと。
 - イ 構成員のいずれかが、上記 4（1）キ、クに掲げる要件を満たしている
こと。
 - ウ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体
（J V）の構成員を兼ねている者でないこと。

5 プロポーザル等に関する質問の受付

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式 1）に、必要事項を記入の上、電子メー
ルにより提出すること。提出の際の件名は「(企業名) ねんりんピックカウ
ントダウンボード制作等業務委託質問書」とすること。送信後は、実行委員会
あてに必ず受信確認の電話をすること。なお、電話及び口頭による質問は受
け付けない。

(2) 受付期間

令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 1 7 時まで（必着）

(3) 回答

令和 7 年 7 月 2 2 日（火） 1 7 時までに、大会特設ホームページに掲載す
る。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を実行委員会に提出す
ること。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式 2）

イ 会社・団体等概要（様式 3）

ウ 共同企業体（J V）にあっては、共同企業体協定書（写し）

※案でも可。案の場合は企画提案書の提出時に協定書の写しを提出す
ること。

- エ 過去にカウントダウンボード又はそれに類似する工作物（デジタルを活用した屋外・屋内広告物等）を制作した実績が確認できる書類
- オ 過去に国、地方公共団体、実行委員会又は実行委員会と同様に主たる構成員が地方公共団体である団体との契約した実績を確認することができる書類（契約書の写しなど）

（２）提出方法

電子メールで提出すること。提出の際の件名は「（企業名）ねんりんピック カウントダウンボード制作等業務委託参加意思表明書」とすること。なお、送信後は、実行委員会あてに必ず受信確認の電話をすること。

（３）提出期限

令和７年７月２４日（木）１７時まで（必着）

（４）留意事項

- ア 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すこととする。
- イ 提出期限までに提出しない者は、参加資格がないものとする。
- ウ 共同企業体（ＪＶ）での参加の場合は、（１）ア及びイを共同企業体（ＪＶ）につき１部ずつ作成の上、共同企業体（ＪＶ）の名称、代表者及び構成員等を記載した「共同企業体協定書」とともに提出すること。

７ 参加資格の確認

（１）参加資格の確認結果

６（１）の提出書類により参加資格の確認を行い、その結果を令和７年７月２８日（月）１７時までに通知する。

（２）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。また、都合により辞退する場合はプロポーザル参加辞退届（様式４）を提出すること。

（３）参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、令和７年７月２９日（火）１７時まで（必着）に、文書（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

実行委員会は、文書によりその理由を説明するものとする。

８ 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加通知を受けた者は、別途定める「ねんりんピック彩の国さいたま２０２６カウントダウンボード制作等業務委託企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」に基づき、以下の書類を実行委員会に提出すること。

（１）提出書類

- ア 企画提案書届出書（様式５）１部
- イ 本業務実施フロー（様式６）１部
- ウ 企画提案書 １５部及び電子データ
- エ 企画提案書概要 １５部及び電子データ
（Ａ４判１枚）
- オ 見積書 １部

※ 本業務を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会 会長 大野元裕宛て）に所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入、提出すること。

※見積額が上記2（3）の委託額の上限を上回った場合は、審査の対象としないものとする。

カ 「共同企業体協定書」の写し 1部

※共同企業体にあつて、参加表明書提出時に「共同企業体協定書」の案を提出した場合のみ。

（2）提出方法

ア 上記8（1）ア、イ、オ、カについては、電子メールによる電子データでの提出とすること。

イ 上記8（1）ウ、エについては、郵送、持参による書面での提出かつ電子メールによる電子データ（Word、Excel または PowerPoint 形式のいずれかと PDF 形式の両方 各一式）での提出とすること。郵送、持参による提出は、記載の部数を提出すること。

ウ 郵送での提出においては、配達記録が残る方法で行うこと。

エ 電子メールでの提出においては、提出後、電話により送信した旨の連絡をすること。

（3）提出期限

令和7年7月30日（水）17時まで（必着）

（4）留意事項

ア 提出できる企画提案書は、1案とする。

イ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

ウ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引換え又は撤回することができない。

9 審査委員会

別途定める「ねんりんピック彩の国さいたま2026カウントダウンボード制作等業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案書によるプレゼンテーション審査を行う。

なお、説明で使用する資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとする。

（1）日時

令和7年8月5日（火）※詳細は、参加者に別途連絡する。

（2）場所

オンライン（Teams）での実施を予定

（3）プレゼンテーションの時間

1 提案者あたり30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）

（4）説明者

1 提案者あたり4名以内（補助者を含む。）

10 審査結果

審査結果は、参加者全員（共同企業体の場合は構成員の代表者）に文書にて通知するとともに、実行委員会特設ホームページに、最優秀提案事業者名等を記載する。

なお、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

11 契約の締結

実行委員会は、審査委員会が選定した最優秀提案事業者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議も含む。協議が不調のときは、審査委員会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

12 失格事由

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当した場合、失格となることがある。

- (1) 審査委員、実行委員会事務局職員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載していた場合

13 その他

- (1) この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。なお、実行委員会に提出された書類は、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号）に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 著作権の取扱い
 - ア 選定された提案者の企画提案書に係る一切の著作権は実行委員会に帰属し、無償で実行委員会に譲渡するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 実行委員会は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。また、企画提案内容に含まれる著作権、特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (4) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外には利用しない。
- (6) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

14 書類の提出先及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会事務局

(埼玉県福祉部ねんりんピック推進課内)

電話：048-830-7182

FAX：048-830-4702

E-mail：nenrin@pref.saitama.lg.jp

※ ファイル容量が10MBを超えるものは、事務局システムの都合により電子メールを受信することができないため、あらかじめ協議すること。
また、電子メール送信時は、到達確認の電話をすること。